

○警察署長直轄隊設置運営要綱

平成9年3月19日

山口警務第409号

第1 趣旨

この要綱は、警察力の総合的、効率的な運用を図るため、山口県警察における警察署長の直轄隊（以下「署長直轄隊」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

警察署（小串警察署を除く。）に、署長直轄隊を置く。

第3 編成

署長直轄隊は、隊長及び隊員をもって構成し、隊長には警部以上の階級にある警察官の中から警察署長（以下「署長」という。）が指名する者を、隊員には警察官（隊長に指名された者を除く。）の中から署長が指名する者をもって充てる。

第4 任務

署長直轄隊の任務は、管内情報を勘案して警察署長が定めた重点課題を推進するものとする。

第5 隊長の責務

隊長は署長直轄隊を管理し、隊員の担当業務の遂行に当たっては、業務主管課長と連携を図るものとする。

第6 勤務体制

署長直轄隊の勤務は、隊長を除き、原則として毎日勤務とし、必要により時差出勤等弾力的な運用を図るものとする。また、隊員は、原則として当直勤務に従事するものとする。

第7 運営会議の開催

警察署長は、必要に応じて署長直轄隊の運営会議を開催するものとする。

第8 庶務

署長直轄隊に関する庶務は、警察本部にあっては警務部警務課（企画第一係）、警察署にあっては警務課において処理するものとする。